立ちどまらない保険。

MS&AD MS&ADインシュアランス グループ

第10期
定時株主総会招集ご通知

日時 2018年６月25日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場所 東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン宴会場階　芙蓉の間

本年は開催場所が変更となっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようお願い申し上げます。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　取締役の報酬額改定の件

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
証券コード　8725

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第10期定時株主総会を６月25日（月曜日）に
開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役社長 グループＣＥＯ　**柄 澤 康 喜**

MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針（バリュー）

- **お客さま第一**　Customer Focused
  わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
- **誠実**　Integrity
  わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
- **チームワーク**　Teamwork
  わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
- **革新**　Innovation
  わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
- **プロフェッショナリズム**　Professionalism
  わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

MS&ADインシュアランス グループ
当社と主要保険会社

MS&AD
MS&ADホールディングス

MS&AD 三井住友海上
安心のゴールキーパーでありたい。
GK

MS&AD あいおいニッセイ同和損保
タフ TOUGH

MS&AD 三井ダイレクト損保
三井ダイレクト損保の
自動車保険

MS&AD 三井住友海上あいおい生命
人生の「もしも」を「安堵」にかえる。
&LIFE
アンドライフ

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命
個人年金は、
未来への贈りもの。

目　次

(ページ)

第10期定時株主総会招集ご通知 1

議決権行使についてのご案内 …… 2

株主総会参考書類 3

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 3
第２号議案　取締役12名選任の件 …… 4
第３号議案　取締役の報酬額改定の件 …… 18

添付書類 19

事業報告 …… 19

1　保険持株会社の現況に関する事項 …… 19
2　会社役員に関する事項 …… 33
3　社外役員に関する事項 …… 37
4　株式に関する事項 …… 40
5　新株予約権等に関する事項 …… 40
6　会計監査人に関する事項 …… 41
7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 42
8　業務の適正を確保するための体制 …… 42
9　特定完全子会社に関する事項 …… 42
10　親会社等との間の取引に関する事項 …… 42
11　会計参与に関する事項 …… 42
12　その他 …… 42

連結計算書類 …… 43

連結貸借対照表 …… 43
連結損益計算書 …… 44
連結株主資本等変動計算書 …… 45

計算書類 …… 46

貸借対照表 …… 46
損益計算書 …… 47
株主資本等変動計算書 …… 48

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 … 49
会計監査人の会計監査報告 …… 50
監査役会の監査報告 …… 51

ご参考 53

証券コード　8725
2018年６月１日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目27番２号
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
取締役社長 グループCEO　柄 澤 康 喜

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

　なお、当日ご出席願えない場合は、書面の郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次頁のご案内にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2018年６月25日（月曜日）　午前10時（受付開始 午前９時）

２．場　　所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ　ザ・メイン宴会場階　芙蓉の間
※本年は開催場所が変更となっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようお願い申し上げます。

３．株主総会の目的である事項

報告事項
１．第10期［2017年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）］事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期［2017年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）］計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　取締役の報酬額改定の件

- 本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- 本招集ご通知、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております（修正が生じた場合は、修正後の内容を掲載いたします。）。

当社ウェブサイト　http://www.ms-ad-hd.com

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使

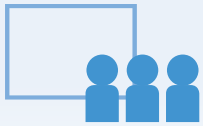

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま１名とさせていただきます。

株主総会開催日時
2018年６月25日（月曜日）午前10時

書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限
2018年６月22日（金曜日）午後５時到着

インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、次の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使サイト
https://www.web54.net

インターネットによる議決権行使期限
2018年６月22日（金曜日）午後５時まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート　0120-652-031（受付時間　午前９時～午後９時）

機関投資家の皆さまへ　当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、成長の持続、健全性の確保及び収益性と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値を拡大させ、会社の業績に応じた適切な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、当社では、１株当たりの配当水準の安定性を維持することを基本としつつ、収益力を高めることによって増配基調を目指し、中期的にグループコア利益の50％相当額を目処に配当と自己株式の取得により利益還元を行う方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、以上の方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

１．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金65円　　総額38,506,718,380円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株につき金130円となります。

２．剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年６月26日

（注）　グループコア利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期純利益を基礎に、長期保有目的の株式売却損益等の臨時的な損益を控除するなどの加減算を行うことにより算出しております。

第２号議案　取締役12名選任の件

現任の取締役11名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また社外取締役１名が逝去により任期途中で退任されましたので、社外取締役５名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当
1	再　任　鈴木（すずき）　久仁（ひさひと）	代表取締役　取締役会長　会長執行役員
2	再　任　柄澤（からさわ）　康喜（やすよし）	代表取締役　取締役社長　社長執行役員（グループＣＥＯ）
3	再　任　原（はら）　典之（のりゆき）	代表取締役　執行役員
4	再　任　金杉（かなすぎ）　恭三（やすぞう）	代表取締役　執行役員
5	再　任　藤井（ふじい）　史朗（しろう）	取締役　副社長執行役員 総合企画部、広報・ＩＲ部、グループ事業支援部、 海外生保事業部、ＩＴ企画部、国際管理部、監査部、 グループＣＦＯ、資本政策、サステナビリティ
6	新　任　樋口（ひぐち）　昌宏（まさひろ）	執行役員 損害サービス
7	新　任　黒田（くろだ）　隆（たかし）	執行役員 販売
8	再　任　松永（まつなが）　真理（まり）　社外取締役　独立役員	取締役（社外取締役）
9	再　任　坂東眞理子（ばんどうまりこ）　社外取締役　独立役員	取締役（社外取締役）
10	新　任　有馬（ありま）　彰（あきら）　社外取締役　独立役員	
11	新　任　池尾（いけお）　和人（かずひと）　社外取締役　独立役員	
12	新　任　飛松（とびまつ）　純一（じゅんいち）　社外取締役　独立役員	

候補者番号 1

鈴木久仁（すずきひさひと）

再任

■ 生年月日　1950年９月15日生

■ 所有する当社株式の数　36,970株

■ 取締役会への出席状況（2017年度）　15/15回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

営業、経営企画、統合推進、生命保険事業に携わる等、豊富な業務経験を有し、2010年から2016年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、2016年から同社の取締役副会長を、また2014年から当社の取締役会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1973年 4 月	大東京火災海上保険株式会社入社
2000年 4 月	同社執行役員統合推進室長
2001年 4 月	あいおい損害保険株式会社執行役員経営企画部長
2002年 4 月	同社常務執行役員
2002年 6 月	同社常務取締役
2003年 5 月	あいおい生命保険株式会社専務執行役員
2003年 6 月	同社取締役副社長
2004年 3 月	あいおい損害保険株式会社専務執行役員
2004年 6 月	同社専務取締役
2008年 6 月	同社取締役専務執行役員
2010年 4 月	同社取締役社長 当社取締役執行役員
2010年10月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長
2014年 6 月	当社取締役会長 会長執行役員（現職）
2016年 4 月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副会長（現職）

■ **当社における地位及び担当：**代表取締役 取締役会長 会長執行役員

■ **重要な兼職の状況：**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副会長

候補者番号 2

柄澤 康喜（からさわ やすよし）

再任

■ 生年月日　1950年10月27日生

■ 所有する当社株式の数　25,200株

■ 取締役会への出席状況（2017年度）　15/15回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、広報、財務企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、2010年から2016年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2016年から同社の取締役会長を、また2014年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1975年 4 月	住友海上火災保険株式会社入社
2004年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
2005年 6 月	同社取締役執行役員経営企画部長
2006年 4 月	同社取締役常務執行役員
2008年 4 月	同社取締役専務執行役員 当社取締役
2009年 4 月	取締役専務執行役員
2010年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員 当社取締役執行役員
2014年 6 月	取締役社長 社長執行役員（現職）
2016年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職）

■ **当社における地位及び担当：**代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループＣＥＯ）

■ **重要な兼職の状況：**三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

候補者番号 3

原（はら） 典之（のりゆき）

再任

■ 生年月日　1955年7月21日生

■ 所有する当社株式の数　18,700株

■ 取締役会への出席状況（2017年度）　14/15回（93.3%）

■ 取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、2016年から三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1978年 4月	大正海上火災保険株式会社入社
2008年 4月	三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
2010年 4月	同社常務執行役員名古屋企業本部長
2012年 4月	同社取締役常務執行役員
2013年 4月	同社取締役専務執行役員
2015年 4月	同社取締役 副社長執行役員
2016年 4月	同社取締役社長 社長執行役員（現職） 当社執行役員
2016年 6月	取締役執行役員（現職）

■ **当社における地位及び担当：**代表取締役 執行役員

■ **重要な兼職の状況：**三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員

候補者番号 4

金杉恭三（かなすぎやすぞう）

再任

■ 生年月日　1956年５月29日生

■ 所有する当社株式の数　25,608株

■ 取締役会への出席状況（2017年度）　15/15回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わる等、豊富な業務経験を有し、2016年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1979年４月	大東京火災海上保険株式会社入社
2008年４月	あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
2009年４月	同社執行役員
2011年４月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員
2012年４月	当社執行役員
2012年６月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
2013年４月	同社取締役専務執行役員
2014年６月	当社取締役執行役員（現職）
2016年４月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長（現職）

■ **当社における地位及び担当：**代表取締役　執行役員

■ **重要な兼職の状況：**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長

候補者番号 5

藤井史朗（ふじい しろう）

再任

■ 生年月日　1956年９月29日生

■ 所有する当社株式の数　29,015株

■ 取締役会への出席状況（2017年度）　15/15回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、商品業務、損害サポート、営業、システム・事務に携わる等、豊富な業務経験を有し、2016年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1979年 4 月　大正海上火災保険株式会社入社
2008年 4 月　三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
2009年 4 月　同社取締役執行役員経営企画部長
2010年 4 月　同社常務執行役員損害サポート本部長
当社執行役員
2012年 4 月　三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員東京本部長
2014年 4 月　当社専務執行役員
2014年 6 月　取締役専務執行役員
2016年 4 月　取締役 副社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役 副社長執行役員
総合企画部、広報・ＩＲ部、グループ事業支援部、海外生保事業部、
ＩＴ企画部、国際管理部、監査部、グループＣＦＯ、資本政策、
サステナビリティ

候補者番号 6

樋口昌宏（ひぐち まさひろ）

新任

■ 生年月日　1959年6月11日生

■ 所有する当社株式の数　9,160株

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、運用企画、人事に携わる等、豊富な業務経験を有し、2018年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専務執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1982年 4 月　大東京火災海上保険株式会社入社
2014年 4 月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員人事部長
2016年 4 月　同社取締役常務執行役員
2017年 4 月　当社執行役員（現職）
2018年 4 月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：執行役員
損害サービス

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員

候補者番号 7

黒田（くろだ） 隆（たかし）

新任

■ 生年月日　1956年3月18日生

■ 所有する当社株式の数　17,900株

■ 取締役候補者とした理由

営業、経営企画、損害サポートに携わる等、豊富な業務経験を有し、2018年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1979年 4月	住友海上火災保険株式会社入社
2009年 4月	三井住友海上火災保険株式会社執行役員中部本部長
2011年 4月	同社常務執行役員東京企業第一本部長
2014年 4月	同社専務執行役員東京企業第一本部長
2015年 4月	同社取締役専務執行役員損害サポート本部長
2018年 4月	同社取締役 副社長執行役員（現職） 当社執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：執行役員
販売

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

候補者番号 8

松永真理（まつながまり）

再任　社外取締役　独立役員

■ 生年月日　1954年11月13日生

■ 所有する当社株式の数　1,100株

■ 取締役会への出席状況（2017年度）　15/15回（100%）

■ 社外取締役候補者とした理由

雑誌の編集長を務め、株式会社ＮＴＴドコモで新サービスの企画開発に携わる等、社会、文化、消費生活などに関する幅広い知識や経験を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1977年 4 月　株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社
1986年 7 月　同社「就職ジャーナル」編集長
1988年 7 月　同社「とらばーゆ」編集長
1997年 7 月　エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社ＮＴＴドコモ）ゲートウェイビジネス部企画室長
2000年 4 月　株式会社松永真理事務所取締役社長
2012年 6 月　当社取締役（現職）

■ **当社における地位及び担当：**取締役（社外取締役）

■ **重要な兼職の状況：**ロート製薬株式会社取締役（社外取締役）
セイコーエプソン株式会社取締役（社外取締役）

（注）1. 松永真理氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、松永真理氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 松永真理氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって６年であります。
4. 松永真理氏はロート製薬株式会社及びセイコーエプソン株式会社で業務執行を行っていないため、同社と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。その他についても、同氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、松永真理氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

候補者番号 9

坂東眞理子（ばんどう まり こ）

再任
社外取締役
独立役員

■ 生年月日　1946年８月17日生

■ 所有する当社株式の数　200株

■ 取締役会への出席状況（2017年度）　12/13回（92.3％）*

■ 社外取締役候補者とした理由

内閣府男女共同参画局長、在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事、昭和女子大学学長等を歴任されており、行政・教育分野における幅広い知識や経験を有するとともに、ダイバーシティ推進等について幅広い見識を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験等に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1969年７月	総理府入府
1985年10月	内閣総理大臣官房参事官・内閣審議官
1989年７月	総務庁統計局消費統計課長
1994年７月	内閣総理大臣官房男女共同参画室長
1995年４月	埼玉県副知事
1998年６月	在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事
2001年１月	内閣府男女共同参画局長
2003年10月	学校法人昭和女子大学理事
2007年４月	昭和女子大学学長
2014年４月	学校法人昭和女子大学理事長（現職）
2016年７月	昭和女子大学総長（現職）
2017年６月	当社取締役（現職）

■ **当社における地位及び担当：**取締役（社外取締役）

■ **重要な兼職の状況：**学校法人昭和女子大学理事長、昭和女子大学総長

（注）1. 坂東眞理子氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、坂東眞理子氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 坂東眞理子氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって１年であります。
4. 坂東眞理子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、行政・教育分野における幅広い知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 当社又は当社子会社と学校法人昭和女子大学との間には取引がありますが、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の２％未満であります。その他についても、坂東眞理子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、坂東眞理子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

＊坂東眞理子氏は2017年６月26日開催の第９期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、2017年６月26日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号 10

有馬（ありま）　彰（あきら）

新　任
社外取締役
独立役員

■ 生年月日　1949年８月25日生

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 社外取締役候補者とした理由

日本電信電話株式会社取締役、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役社長等を歴任されており、情報通信事業に関する幅広い知識及び経営者としての経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1973年４月　日本電信電話公社入社
2002年６月　東日本電信電話株式会社取締役企画部長
2003年４月　東日本電信電話株式会社取締役経営企画部長
2005年６月　日本電信電話株式会社取締役
2007年６月　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役副社長
ネットビジネス事業本部長
2010年６月　同社代表取締役社長
2015年６月　同社取締役相談役
2017年６月　同社相談役（現職）

（注）1. 有馬　彰氏は社外取締役候補者であります。
2. 有馬　彰氏が社外取締役に選任された場合、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社又は当社子会社とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の２％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の２％未満であります。その他についても、有馬　彰氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、有馬　彰氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

候補者番号 11

池尾 和人（いけお かずひと）

新任　社外取締役　独立役員

■ 生年月日　1953年1月12日生

■ 所有する当社株式の数　1,000株

■ 社外取締役候補者とした理由

大学教授、金融庁金融審議会委員等を歴任し、経済・財政分野や金融行政などに関する幅広い知識や経験を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1984年 4 月　岡山大学経済学部助教授
1986年 4 月　京都大学経済学部助教授
1995年 4 月　慶應義塾大学経済学部教授
2018年 4 月　慶應義塾大学名誉教授（現職）
　　立正大学経済学部教授（現職）

■ 重要な兼職の状況：慶應義塾大学名誉教授
立正大学経済学部教授

（注）1. 池尾和人氏は社外取締役候補者であります。
2. 池尾和人氏が社外取締役に選任された場合、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 池尾和人氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、経済・財政分野や金融行政などに関する幅広い知識や経験に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 当社又は当社子会社と学校法人慶應義塾との間には取引がありますが、その取引金額は同法人の直近事業年度における年間事業活動収入の２％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の２％未満であります。その他についても、池尾和人氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、池尾和人氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

候補者番号 12

飛松純一（とびまつじゅんいち）

新任　社外取締役　独立役員

■ 生年月日　1972年8月15日生

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 社外取締役候補者とした理由

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知識や経験を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1998年 4月	弁護士登録 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）弁護士
2004年 6月	ニューヨーク州弁護士登録
2010年 4月	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
2016年 7月	飛松法律事務所弁護士（現職）

■ 重要な兼職の状況：飛松法律事務所弁護士
株式会社アマナ監査役（社外監査役）

（注）1. 飛松純一氏は社外取締役候補者であります。
2. 飛松純一氏が社外取締役に選任された場合、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、法曹としての専門的な知識や経験に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 当社又は当社子会社と飛松法律事務所との間には現在及び過去において取引はありません。飛松純一氏は株式会社アマナで業務執行を行っていないため、同社と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。その他についても、同氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
5. 飛松純一氏が2009年3月より社外監査役に就任している株式会社アマナにおいて、2018年4月、同社海外連結子会社で不適正な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんでしたが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は社内調査委員会の一員として徹底した調査を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、飛松純一氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

〈ご参考〉取締役候補及び監査役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

1.社外取締役候補及び社外監査役候補
次に掲げる要件を満たすこと。

■会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■十分な社会的信用を有すること。
■社外監査役にあっては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて以下（1）～（3）を満たすこと。

（1）適格性	会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。 ○資料や報告から事実を認定する力 ○問題及びリスク発見能力・応用力 ○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力 ○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性
（2）専門性	経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。
（3）独立性	次に掲げる者に該当しないこと。 ① 当社又は当社の子会社の業務執行者 ② 当社の子会社の取締役又は監査役 ③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者 ④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の２%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者 ⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者） ⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者 ⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 ⑧ 過去５年間において上記②から⑦のいずれかに該当していた者 ⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者 ⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
※ 通算任期	2015年４月１日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。 ① 社外取締役にあっては、４期４年を目処とし、最長８期８年まで再任を妨げない。 ② 社外監査役にあっては、原則として１期４年とするが、最長２期８年まで再任を妨げない。

2.社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補
次に掲げる要件を満たすこと。

■会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、2009年６月25日開催の第１期定時株主総会において、「年額５億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額6,000万円以内。）」とする旨ご承認いただきましたが、経営監督機能の強化を図るため2017年６月26日開催の第９期定時株主総会で社外取締役を１名増員し、取締役の員数を12名（うち社外取締役５名。）にしたこと、及び当社のさらなるコーポレートガバナンス強化に向け、社外取締役に期待される役割がますます増えることから、年額５億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）という総枠は変更することなく、そのうちの社外取締役年額のみを「6,000万円以内」から「１億円以内」へ改定させていただきたいと存じます。

なお、第２号議案が承認可決されますと、本定時株主総会終結の時における取締役の員数は12名（うち社外取締役５名。）となります。

※ご参考　― 当社の取締役の報酬額（下線部が改定箇所）

（改定前）　年額５億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）
（うち社外取締役年額6,000万円以内。）

（改定後）　年額５億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）
（うち社外取締役年額１億円以内。）

以 上

2017年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告

1 保険持株会社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、不安定な政治情勢や金融市場動向による影響が懸念されたものの、米国や欧州を中心とした景気回復を背景に総じて堅調に推移いたしました。わが国経済も、このような世界経済のもとで、企業収益や雇用・所得環境等の改善が続いたことなどから、緩やかに回復いたしました。

損害保険業界におきましては、このような経済動向を反映して保険料収入が増加したものの、国内の台風や北米におけるハリケーンなど自然災害の影響を受け、厳しい収支状況となりました。生命保険業界におきましては、保険料率改定の影響を受け個人保険の新契約高が減少したものの、保有契約高は前年同水準となりました。

このような中、当社グループは、2014年度からスタートいたしました中期経営計画「Next（ネクスト） Challenge（チャレンジ） 2017」の総仕上げの年を迎え、成長の持続と収益性の向上、健全性の確保と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値を拡大させるグループ基本戦略のもと、「機能別再編の完遂」、「グループガバナンスの強化とＥＲＭ（統合的リスク管理）経営の推進」、「将来の環境変化を見据えた事業構造の変革」、「プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化の浸透と人財の育成」に取り組みました。

機能別再編につきましては、グループ全体での成長と効率化の実現に向けて、当社、三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」といいます。）及び三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）において、損害サービス機能の共同化、第三分野長期契約の移行、本社機能の集約・再編などの取組みを推進いたしました。

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりであります。

国内損害保険事業

国内損害保険事業につきましては、当社グループの中核事業領域として、急速に変化する社会環境に適応した商品・サービスの提供を通じ、競争力の強化を図りました。

三井住友海上では、「ＧＫ（ジーケー）」シリーズの商品を中心に、あいおいニッセイ同和損保では、「ＴＯＵＧＨ（タフ）」シリーズの商品を中心に積極的に販売いたしました。また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、「高齢者の安全運転をサポートし運転状況を見守る」をコンセプトとした自動車保険など安心・安全な社会の実現に貢献する商品や、中堅・中小企業向けの新型サイバー保険など新しいリスクに対応する商品を共同開発いたしました。

三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「三井ダイレクト損保」といいます。）では、訪日外国人との自動車事故に対応するため、通信販売専門の損害保険会社で初めて三者間通話を使った「多言語事故対応サービス」を開始するなど、先進的で高品質なサービスの提供に努めました。

国内生命保険事業

国内生命保険事業につきましては、当社グループの成長事業領域として、変化し続けるお客さまニーズに対応した商品・サービスの提供により販売力を一層強化し、事業の拡大に取り組みました。

三井住友海上あいおい生命では、「新総合収入保障・新収入保障」や「新医療保険Ａ（エース）プラス」などを主力商品とする「＆ＬＩＦＥ（アンドライフ）」シリーズの販売を推進し、お客さまから信頼される業界トップ水準の品質を追求いたしました。

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）では、提携金融機関を通じて、主力商品である外貨建定額終身保険や通貨選択型特別終身保険のほか、人生100年時代の到来に備えた長期の生存給付ニーズに対応する個人年金保険などお客さまニーズを捉えた商品を積極的に販売いたしました。

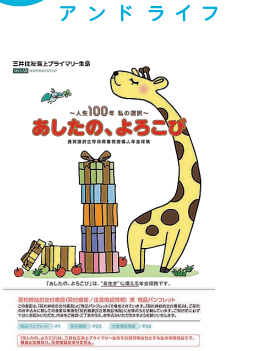

海外事業

海外事業につきましては、事業ポートフォリオの地理的・種目的な分散の実現、バランスの取れた安定性・成長性の高いビジネスモデルの構築を目指し、事業基盤の拡大に取り組みました。

当社においては、持続的な成長が見込まれる海外生命保険事業のノウハウ獲得なども見据え、Challenger Limited*1及び ReAssure Jersey One Limited*2に資本参加いたしました。

三井住友海上においては、カナダの大手保険・金融グループの持株会社であるFairfax Financial Holdings Limitedとグローバル・パートナーシップを締結するとともに、同社グループ傘下でシンガポール最大の損害保険会社であるFirst Capital Insurance Limitedを買収し、ＡＳＥＡＮ　Ｎｏ．１の地位を盤石なものといたしました。

あいおいニッセイ同和損保においては、東南アジアにおけるテレマティクス事業の拠点としてシンガポールに新会社を設立するなど、日本、欧州、米国、アジアの４極体制を確立しテレマティクス事業を推進いたしました。

＊1　Challenger Limited
豪州の金融サービス会社で、生命保険会社及びファンドマネジメント会社を傘下に有する。

＊2　ReAssure Jersey One Limited
ジャージー（英国王室属領）に所在する保険持株会社であり、新規の生命保険を販売するのではなく他社の保険契約を買い取って運営する「生命保険クローズドブック事業」を営む英国会社を傘下に有する。

金融サービス事業

金融サービス事業につきましては、三井住友海上やあいおいニッセイ同和損保において、マーケットの拡大により加入者の急増が見込まれるｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）の普及に向けて、金融機関と提携し販売網の拡大を図ったほか、三井住友海上において、天候デリバティブを積極的に販売するなど、国内外のお客さまに多様な商品・サービスを提供いたしました。

リスク関連サービス事業

リスク関連サービス事業につきましては、株式会社インターリスク総研（現ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社）などにおいて、自動走行実証実験のリスク評価・安全管理体制支援サービス、企業のためのＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）投資支援サービス、サイバーセキュリティ体制支援サービスなど、社会環境の変化に対応した新しいリスクや課題の解決に資するサービスの拡充を図りました。

企業の社会的責任

企業の社会的責任につきましては、国際連合が掲げるＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を含めた社会的課題の解決に向けて、高齢社会や気候変動に対応する商品・サービスを提供するなど、持続可能で強くしなやかな社会づくりに貢献いたしました。また、当社のＥＳＧ分野における取組みが評価され、「Dow Jones Sustainability Index」の構成銘柄に引き続き選定されたほか、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）が採用したＥＳＧ指数*3の構成銘柄にも新たに選定されました。

＊3　年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）が採用したＥＳＧ指数
「FTSE Blossom Japan Index」、「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」、「MSCI日本株女性活躍指数」

■ 当期の業績

当社の連結業績につきましては、保険引受収益が４兆6,481億円、資産運用収益が5,508億円、その他経常収益が188億円となり、これらを合計した経常収益は５兆2,178億円と前期に比べて2.2％の減少となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が４兆1,577億円、資産運用費用が1,631億円、営業費及び一般管理費が6,696億円、その他経常費用が156億円となった結果、５兆62億円と前期に比べて0.5％の増加となりました。

この結果、経常利益は国内外で相次いだ自然災害による保険金支払の影響もあり、前期に比べて1,410億円減少し、2,115億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等などを加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて563億円減少し、1,540億円となりました。

経常収益

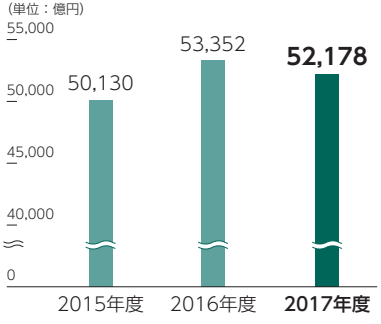

経常利益

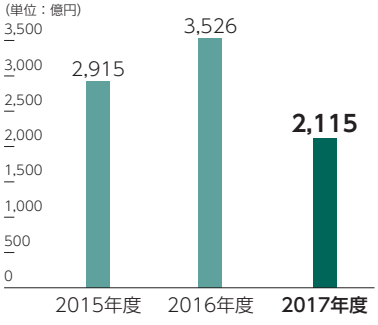

親会社株主に帰属する当期純利益

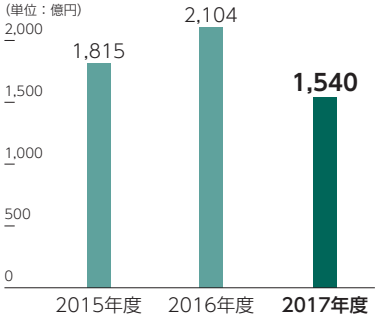

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

三井住友海上

正味収入保険料は１兆4,943億円と、前期に比べて1.6%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて0.6ポイント上昇し61.8%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.3ポイント上昇し31.5%となりました。当期純利益は1,982億円となりました。

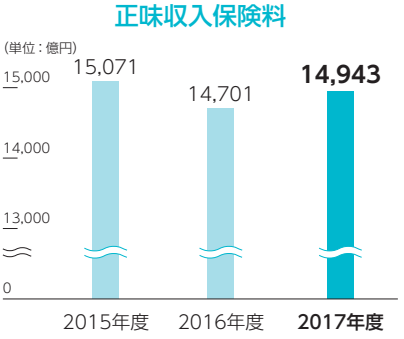

あいおいニッセイ同和損保

正味収入保険料は１兆2,220億円と、前期に比べて1.8%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて0.1ポイント上昇し59.2%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.1ポイント低下し33.4%となりました。当期純利益は156億円となりました。

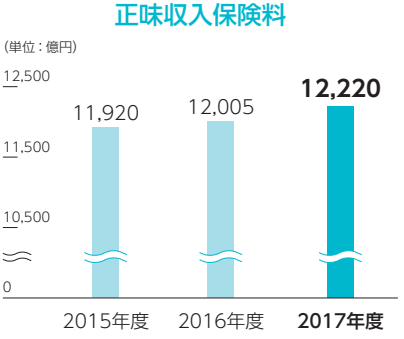

三井ダイレクト損保

正味収入保険料は378億円と、前期に比べて0.6%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて2.9ポイント低下し73.0%となり、正味事業費率は、前期に比べて1.3ポイント上昇し23.3%となりました。出資持分考慮後の当期純利益は２億円となりました。

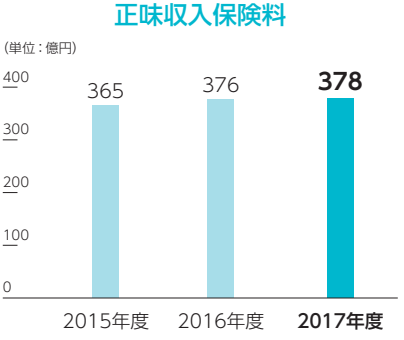

三井住友海上あいおい生命

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は２兆6,395億円と、前期に比べて11.0％の増加となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて2.6％増加し、23兆8,068億円となりました。当期純利益は52億円となりました。

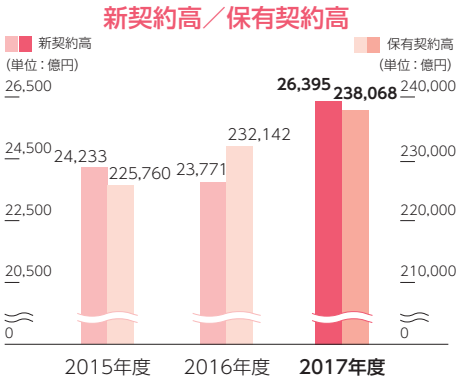

三井住友海上プライマリー生命

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は１兆156億円と、前期に比べて1.6％の減少となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて6.7％増加し、６兆618億円となりました。当期純利益は292億円となりました。

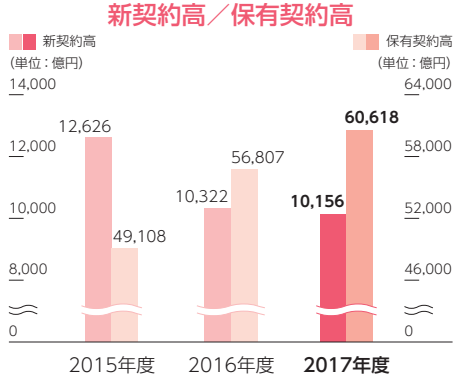

海外保険子会社

正味収入保険料が6,823億円と、前期に比べて1.6％の減少となりました。出資持分考慮後の当期純損失は1,046億円となりました。

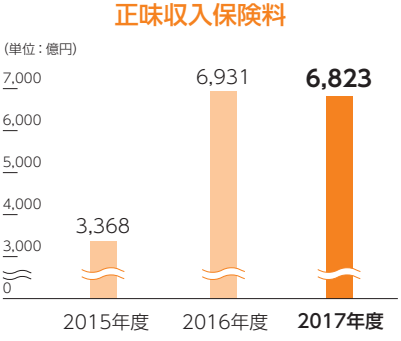

■ 対処すべき課題

今後の世界経済は、保護主義的な政策や英国のＥＵ離脱交渉など不透明感が残るものの、安定的な拡大基調が続くことが期待されます。わが国経済も、世界経済の回復を背景とした外需の増加や東京オリンピックを見据えた内需の拡大などが期待され、景気回復が継続することが見込まれます。

保険業界におきましては、このような景気回復のもとでマーケットの拡大が期待される一方、少子高齢化や人口減少、自然災害リスクの増大、国内外の政策動向など、先行きを見通しにくい事業環境が続くものと予想されます。また、ＡＩやビッグデータ等の利活用、シェアリングエコノミーの拡大など、急速に変化する社会を下支えし、持続的成長に貢献していくことがますます重要になっております。

当社グループでは、2018年度より新たな中期経営計画「Vision（ビジョン） 2021」をスタートいたしました。2021年度までの４年間を「グループの中期的に目指す姿を達成する期間」、「環境変化に迅速に対応できるレジリエント*4な態勢を構築する期間」と位置づけ、下表に掲げる基本戦略及び重点戦略を推進してまいります。

Vision 2021 基 本 戦 略
・グループの資源を最大限に活かし、持続的成長と企業価値向上を実現する。 ・多様性を強みとするグループ総合力を発揮し、お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応える。 ・環境変化に柔軟に対応し、品質と生産性をさらに向上させる。
重 点 戦 略
1．グループ総合力の発揮 ・グループの強み（多様性・資本・人財・顧客基盤等）を最大活用 ・グループ各社による役割分担見直しと連携強化、共通化・共同化の推進
2．デジタライゼーションの推進 ・グループ全体でデジタライゼーションに取り組むことによるビジネス全体の変革 ・お客さまがグループ各社との接点の中で体験する価値、グループの業務生産性の向上
3．ポートフォリオ変革 ・安定的な収益基盤の構築に向けた、グループの事業ポートフォリオやリスクポートフォリオ等の変革

また、当社グループの強みである多様性を活かした企業活動により、安心と安全を提供し、安定した人々の生活と活発な事業活動を支え、レジリエントでサステナブルな社会*5の実現を目指します。そして、これらの取組みによってグローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

＊４　レジリエント
変化する状況や予期しない出来事に対して、柔軟かつ上手に適応し、影響を低減し迅速に回復する力があること。

＊５　サステナブルな社会
地球環境、社会や人間に関わる課題を解決しながら、複数の世代にわたって、誰もが、安心、安全に過ごせる活力ある社会のこと。

（注）　本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで表示しております。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度(当期)
経常収益	4,689,658	5,013,038	5,335,239	5,217,835
経常利益	287,061	291,578	352,612	211,548
親会社株主に帰属する当期純利益	136,247	181,516	210,447	154,057
包括利益	807,972	△233,116	114,294	311,096
純資産額	3,036,663	2,725,274	2,734,432	2,968,387
総資産	18,788,046	20,303,649	21,234,300	22,472,927

総資産

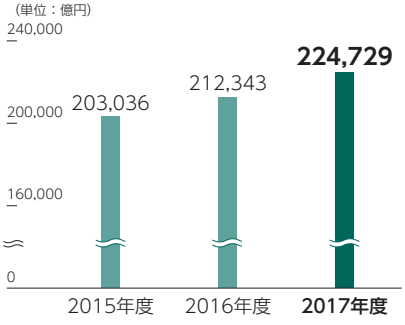

純資産額

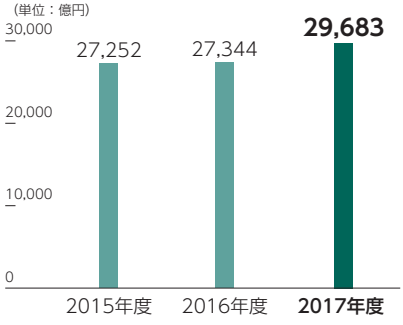

ロ　保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	61,650	86,370	113,816	140,287
受取配当金	55,202	86,003	113,391	140,141
保険業を営む子会社等	55,198	85,999	113,387	140,027
その他の子会社等	4	4	4	114
当期純利益	35,404	79,739	104,187	128,276
１株当たり当期純利益	57円51銭	131円22銭	173円74銭	216円53銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	1,322,205	1,326,757	1,478,876	1,635,723
保険業を営む子会社等株式等	1,316,824	1,321,826	1,429,837	1,430,635
その他の子会社等株式等	846	846	846	90,077

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

会　社　名	事務所名	所　在　地	設置年月日
(保険持株会社)			
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社	本　社	東京都中央区新川二丁目27番２号	2014年10月１日
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	本　社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	2013年10月１日
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	本　社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番１号	2001年４月１日
三井ダイレクト損害保険株式会社	本　社	東京都文京区後楽一丁目５番３号	2006年１月４日
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	本　社	東京都中央区新川二丁目27番２号	2014年10月１日
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	本　社	東京都中央区八重洲一丁目３番７号	2008年５月１日

(4) 企業集団の使用人の状況

部　門　名	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
	名	名	名
(保険持株会社) ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	329	390	61
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	14,650	14,572	△ 78
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	13,052	13,287	235
三井ダイレクト損害保険株式会社	581	571	△ 10
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	2,595	2,609	14
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	384	394	10
(海外事業)			
海外保険子会社	8,759	9,184	425
その他	291	288	△ 3

(注)　使用人の数は就業人員の数であり、執行役員を含んでおりません。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

部　門　名	借　入　先	借入金残高
(国内損害保険事業)		百万円
三井住友海上火災保険株式会社	シンジケートローン	196,767

(注)　シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするものであります。

(6) 企業集団の資金調達の状況

社債

部　門　名	内　容	発行総額
(国内損害保険事業)		百万円
三井住友海上火災保険株式会社	第３回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	50,000
	第４回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	80,000

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

部　門　名	金　額
(保険持株会社)	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社	14
(国内損害保険事業)	
三井住友海上火災保険株式会社	7,705
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,272
三井ダイレクト損害保険株式会社	99
(国内生命保険事業)	
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	586
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	550
(海外事業)	
海外保険子会社	2,261
その他	26

ロ　重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要な事業内容	設立年月日	資　本　金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1918年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	1918年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	1999年6月3日	39,106百万円	89.7%	—
ａｕ損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	2010年2月23日	2,400百万円	66.6% (66.6%)	—
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	1996年8月8日	85,500百万円	100.0%	—
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	2001年9月7日	41,060百万円	100.0%	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャーキャピタル事業	1990年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資顧問業及び投資信託委託業	1985年7月15日	2,000百万円	20.0% (20.0%)	—
株式会社インターリスク総研	東京都千代田区	リスクマネジメント・コンサルティング業務	1993年1月4日	330百万円	100.0%	—
MSIG Holdings (Americas), Inc.	アメリカ合衆国ニューヨーク	持株会社	1988年10月21日	4,126千米ドル (438百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国ニューヨーク	損害保険業務	1988年1月28日	5,000千米ドル (531百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国ニューヨーク	損害保険業務	2001年3月29日	5,000千米ドル (531百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of America	アメリカ合衆国ニューヨーク	損害保険業務	1994年1月11日	5,000千米ドル (531百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Company, Limited	アメリカ合衆国ホノルル	損害保険業務	1978年12月12日	4,500千米ドル (478百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	アメリカ合衆国ホノルル	損害保険業務	2007年2月2日	2,500千米ドル (265百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジルサンパウロ	損害保険業務	1965年12月15日	619,756千ブラジルレアル (19,813百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin plc	イギリスロンドン	持株会社	1993年9月17日	143,168千英ポンド (21,309百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Corporate Services Limited	イギリスロンドン	持株会社	1988年8月1日	16千英ポンド (2百万円)	100.0% (100.0%)	—

会　社　名	所　在　地	主要な事業内容	設立年月日	資　本　金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
MS Amlin Corporate Member Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1994年9月19日	1,700千英ポンド (253百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Underwriting Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1988年11月29日	400千英ポンド (59百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2000年1月7日	5,200千英ポンド (773百万円)	100.0% (100.0%)	—
Amlin Insurance SE	イギリス ロンドン	損害保険業務	2016年1月4日	1,164千英ポンド (173百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1972年7月28日	160,900千英ポンド (23,948百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2004年11月12日	39,781千英ポンド (5,921百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin AG	スイス チューリッヒ	損害保険業務	2010年8月19日	10,000千スイスフラン (1,113百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ ケルン	損害保険業務	2012年4月20日	84,000千ユーロ (10,963百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ イスマニング	生命保険業務	2005年12月8日	5,000千ユーロ (652百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Financial Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	生命保険業務	2011年11月21日	46百万円	100.0% (100.0%)	—
ReAssure Jersey One Limited	チャンネル ジャージー	持株会社	2011年7月22日	529千英ポンド (78百万円)	15.0%	—
MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	持株会社	2004年9月23日	1,075百万 シンガポールドル (87,153百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	損害保険業務	2004年9月23日	333,442千 シンガポールドル (27,015百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS First Capital Insurance Limited	シンガポール シンガポール	損害保険業務	1950年12月9日	26,500千 シンガポールドル (2,147百万円)	97.7% (97.7%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd	オーストラリア メルボルン	損害保険業務	2008年8月1日	87,800千 オーストラリアドル (7,169百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.	台湾 台北	損害保険業務	1961年9月22日	2,535百万 新台湾ドル (9,230百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 上海	損害保険業務	2007年9月6日	500,000千中国元 (8,445百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 天津	損害保険業務	2009年1月23日	625,000千中国元 (10,556百万円)	100.0% (100.0%)	—

会　社　名	所　在　地	主要な事業内容	設立年月日	資　本　金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国香港	損害保険業務	2004年９月８日	1,625百万香港ドル (22,013百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム ハノイ	損害保険業務	2009年２月２日	300,000百万ベトナムドン (1,410百万円)	100.0% (100.0%)	—
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド チェンナイ	損害保険業務	2001年11月２日	2,988百万インドルピー (4,930百万円)	40.0% (40.0%)	—
Max Life Insurance Company Limited	インド チャンディーガル	生命保険業務	2000年７月11日	19,188百万インドルピー (31,660百万円)	25.3% (25.3%)	—
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	1975年12月17日	100,000百万インドネシアルピア (780百万円)	80.0% (80.0%)	—
PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG	インドネシア ジャカルタ	生命保険業務	1984年７月17日	105,000百万インドネシアルピア (819百万円)	50.0% (50.0%)	—
MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	タイ バンコク	損害保険業務	1983年４月14日	142,666千タイバーツ (485百万円)	86.4% (86.4%)	—
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン マカティ	損害保険業務	1965年10月１日	350,000千フィリピンペソ (717百万円)	48.5% (48.5%)	—
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	1979年４月28日	1,511百万マレーシアリンギ (41,522百万円)	65.4% (65.4%)	—
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	生命保険業務	1982年12月20日	200,000千マレーシアリンギ (5,494百万円)	30.0% (30.0%)	—
MSIG Insurance (Lao) Co., Ltd.	ラオス ビエンチャン	損害保険業務	2009年９月18日	2,000千米ドル (212百万円)	51.0% (51.0%)	—

(注) 1. 上表は重要な子会社等について記載しております。
2. 資本金欄の（ ）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木　久仁	代表取締役 取締役会長 会長執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副会長	—
柄澤　康喜	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員	—
原　　典之	代表取締役 執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員	—
金杉　恭三	代表取締役 執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長	—
藤井　史朗	取締役 副社長執行役員 総合企画部、広報・ＩＲ部、グループ事業支援部、ＩＴ企画部、国際管理部、監査部、 グループ資本政策（グループＣＦＯ）	—	—
西方　正明	取締役 執行役員 販売関連事項	三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員	—
大川畑文昭	取締役 執行役員 商品関連事項・再保険関連事項	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員	—
渡邊　　顯	取締役（社外取締役）	成和明哲法律事務所弁護士 アジアパイルホールディングス株式会社取締役 前田建設工業株式会社取締役（社外取締役） 株式会社ファーストリテイリング監査役（社外監査役） カドカワ株式会社監査役（社外監査役）	—
角田　大憲	取締役（社外取締役）	中村・角田・松本法律事務所弁護士 エーザイ株式会社取締役（社外取締役（監査委員））	—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松永　真理	取締役（社外取締役）	ロート製薬株式会社取締役（社外取締役） セイコーエプソン株式会社取締役（社外取締役）	―
坂東眞理子	取締役（社外取締役）	学校法人昭和女子大学理事長 昭和女子大学総長	―
三浦　　浩	監査役（常勤）	―	―
近藤　智子	監査役（常勤）	―	―
千代田邦夫	監査役（社外監査役）	寺崎電気産業株式会社取締役（社外取締役（監査等委員））	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
植村　京子	監査役（社外監査役）	ＬＭ法律事務所弁護士	―
小川　　是	（取締役（社外取締役））	―	2017年8月21日逝去

（注）1.　当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役渡邊　顯氏、角田大憲氏、松永真理氏及び坂東眞理子氏並びに監査役千代田邦夫氏及び植村京子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

2.　当社は執行役員制度を導入しております。2018年３月31日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

専務執行役員	柳　川　南　平	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループリスク管理（グループＣＲＯ）
執行役員	松　本　雅　弘	海外事業関連事項
執行役員	伊　藤　彰　彦	金融サービス事業関連事項
執行役員	神　野　秀　磨	リスク管理部長
執行役員	平　　純　孝	損害サービス関連事項
執行役員	樋　口　昌　宏	経営全般補佐
執行役員	舩　曳　真一郎	事務・システム関連事項、グループＩＴ推進（グループＣＩＯ）、グループ情報セキュリティ（グループＣＩＳＯ）

執　行　役　員	樋　口　哲　司	経営全般補佐

なお、執行役員柳川南平氏及び平　純孝氏は、2018年３月31日付で、執行役員を退任いたしました。

3. 2018年４月１日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会長執行役員	鈴　木　久　仁	
社長執行役員	柄　澤　康　喜	（グループＣＥＯ）
執　行　役　員	原　　典　之	
執　行　役　員	金　杉　恭　三	
副社長執行役員	藤　井　史　朗	総合企画部、広報・ＩＲ部、グループ事業支援部、海外生保事業部、ＩＴ企画部、国際管理部、監査部、グループＣＦＯ、資本政策、サステナビリティ
専務執行役員	大川畑　文　昭	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループＣＲＯ
執　行　役　員	松　本　雅　弘	海外事業
執　行　役　員	伊　藤　彰　彦	資産運用、金融サービス事業
執　行　役　員	神　野　秀　磨	リスク管理部長
執　行　役　員	樋　口　昌　宏	損害サービス
執　行　役　員	舩　曳　真一郎	事務・システム、グループＣＩＯ（ＩＴ推進）、グループＣＩＳＯ（情報セキュリティ）、グループＣＤＯ（デジタライゼーション推進）
執　行　役　員	樋　口　哲　司	経営全般補佐
執行役員(新　任)	黒　田　　隆	販売
執行役員(新　任)	緒　方　由貴夫	商品・再保険
執行役員(新　任)	田　村　　悟	経営全般補佐
執行役員(新　任)	本　島　なおみ	ダイバーシティ＆インクルージョン

4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役を１名選任しております。

補欠監査役	中　里　拓　哉

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	13名	231
監　査　役	7名	72
計	20名	303

(注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役２名及び監査役３名を含んでおります。
2. 報酬等には、当事業年度中に退任した取締役２名及び監査役３名に対する報酬等を含んでおります。
3. 当事業年度において支給した取締役７名の報酬等に、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬の引当金繰入額との差額40百万円が発生いたしましたが、上表には含まれておりません。
4. 株主総会の決議により、取締役の月例報酬等は年額５億円以内（うち社外取締役年額6,000万円以内。）、取締役（社外取締役を除きます。）の株式報酬型ストック・オプション報酬は年額6,000万円以内、監査役の報酬は年額１億1,000万円以内とする旨を定めております。なお、取締役の報酬限度額は、いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。
5. 報酬等のうち、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等は12百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) **渡　邊　　顯** **角　田　大　憲** **松　永　真　理** **坂　東　眞理子** (社外監査役) **千代田　邦　夫** **植　村　京　子**	当社は各氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額となります。

(注) 2017年８月21日をもって社外取締役を逝去により退任いたしました小川　是氏との間にも同内容の契約を締結しておりました。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
(社外取締役)	
渡　邊　　顯	成和明哲法律事務所弁護士 アジアパイルホールディングス株式会社取締役 前田建設工業株式会社取締役(社外取締役) 株式会社ファーストリテイリング監査役(社外監査役) カドカワ株式会社監査役(社外監査役)
角　田　大　憲	中村・角田・松本法律事務所弁護士 エーザイ株式会社取締役(社外取締役(監査委員))
松　永　真　理	ロート製薬株式会社取締役(社外取締役) セイコーエプソン株式会社取締役(社外取締役)
坂　東　眞理子	学校法人昭和女子大学理事長 昭和女子大学総長
(社外監査役)	
千代田　邦　夫	寺崎電気産業株式会社取締役(社外取締役(監査等委員))
植　村　京　子	ＬＭ法律事務所弁護士

(注) 1. 前田建設工業株式会社は、当社の株式を保有しております。
2. その他の兼職先と当社の間に、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
渡邊　顯 (社外取締役)	8年	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち13回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての豊富な知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
角田大憲 (社外取締役)	8年	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち13回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての豊富な知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
小川　是 (社外取締役)	5年2ヶ月	当事業年度において2017年8月21日の逝去による退任までに開催の取締役会5回のうち3回に出席しております。	取締役会などにおいて主に金融等に関する幅広い知識、経営者としての経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
松永真理 (社外取締役)	5年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会15回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に社会、文化、消費生活などに関する知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
坂東眞理子 (社外取締役)	9ヶ月	取締役就任日以降に開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。	取締役会などにおいて主に行政、教育分野などに関する知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
千代田邦夫 (社外監査役)	1年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会15回すべて、監査役会13回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に公認会計士としての会計及び監査に関する知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。
植村京子 (社外監査役)	9ヶ月	監査役就任日以降に開催の取締役会13回すべて、監査役会11回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての豊富な知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。

(注) 1. 各氏の在任期間は、就任日から2018年3月31日（又は退任日）までの期間であります。
2. 角田大憲氏は、2008年4月1日付で当社監査役に就任し、2010年3月31日付で退任いたしました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	9名	70	―

(注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した社外役員３名を含んでおります。
2. 保険持株会社からの報酬等には、当事業年度中に退任した社外役員３名に対する報酬等を含んでおります。
3. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役50百万円、社外監査役20百万円であります。

(4) 社外役員の意見

「3　社外役員に関する事項」(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	900,000千株
発行済株式の総数	593,291千株

(注) 2017年６月30日付で実施した自己株式の消却により前期末と比べて、40,000千株減少しております。

(2) 当年度末株主数

65,512 名

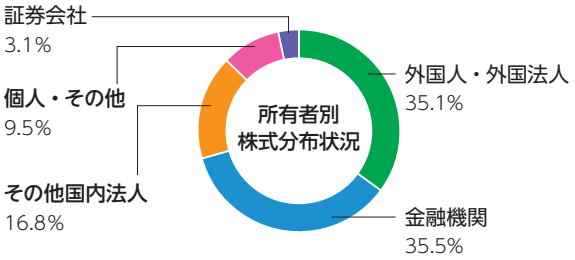

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
トヨタ自動車株式会社	52,610	8.9
日本生命保険相互会社	36,325	6.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,531	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	26,685	4.5
JP MORGAN CHASE BANK 380072	13,953	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	9,855	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７）	9,363	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	9,130	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,869	1.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	8,400	1.4

(注) 持株比率は自己株式（880,702株）を控除して計算しております。

5 新株予約権等に関する事項

新株予約権等に関する事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ms-ad-hd.com）に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 高橋 勉 指定有限責任社員 平栗 郁朗 指定有限責任社員 廣瀬 文人	60	1．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、IFRS適用に向けた専門家としての指導、助言業務等についての対価を支払っております。 2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は486百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子法人等のうち海外の子法人等については、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

当社では「ＭＳ＆ＡＤインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針」を定め、会社法で求められる体制に加え、「財務報告の信頼性を確保するための体制」を体制整備の重要な視点としています。

当社はこの基本方針に沿って体制を整備するとともに、毎年、体制の構築及び適切な運用が行われているか点検を行い、取締役会に報告しております。

業務の適正を確保するための体制につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ms-ad-hd.com）に掲載しております。

9 特定完全子会社に関する事項

（単位：百万円）

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	648,528
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番１号	512,283

（注） 当事業年度末日における当社の総資産額は、1,635,723百万円であります。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

2017年度（2018年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金及び預貯金	**1,481,694**	**保険契約準備金**	**16,964,512**
買現先勘定	**6,999**	支払備金	2,213,650
債券貸借取引支払保証金	**309,644**	責任準備金等	14,750,861
買入金銭債権	**140,133**	**社債**	**558,191**
金銭の信託	**1,043,506**	**その他負債**	**1,328,675**
有価証券	**16,152,966**	**退職給付に係る負債**	**184,569**
貸付金	**892,599**	**役員退職慰労引当金**	**538**
有形固定資産	**459,624**	**賞与引当金**	**27,592**
土地	231,456	**機能別再編関連費用引当金**	**16,341**
建物	191,374	**特別法上の準備金**	**152,928**
リース資産	2,711	価格変動準備金	152,928
建設仮勘定	2,379	**繰延税金負債**	**221,690**
その他の有形固定資産	31,701	**支払承諾**	**49,500**
無形固定資産	**549,502**	**負債の部合計**	**19,504,540**
ソフトウェア	57,491	（純　資　産　の　部）	
のれん	229,221	**資本金**	**100,000**
リース資産	218	**資本剰余金**	**554,320**
その他の無形固定資産	262,570	**利益剰余金**	**849,044**
その他資産	**1,297,829**	**自己株式**	**△ 2,599**
退職給付に係る資産	**30,645**	**株主資本合計**	**1,500,765**
繰延税金資産	**68,026**	**その他有価証券評価差額金**	**1,487,258**
支払承諾見返	**49,500**	**繰延ヘッジ損益**	**20,043**
貸倒引当金	**△ 9,746**	**為替換算調整勘定**	**△ 66,274**
		退職給付に係る調整累計額	**△ 679**
		その他の包括利益累計額合計	**1,440,346**
		新株予約権	**566**
		非支配株主持分	**26,709**
		純資産の部合計	**2,968,387**
資産の部合計	**22,472,927**	**負債及び純資産の部合計**	**22,472,927**

2017年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額
経常収益	**5,217,835**
保険引受収益	**4,648,110**
正味収入保険料	3,440,976
収入積立保険料	86,371
積立保険料等運用益	43,130
生命保険料	1,058,278
その他保険引受収益	19,353
資産運用収益	**550,838**
利息及び配当金収入	286,229
金銭の信託運用益	8,795
売買目的有価証券運用益	29,424
有価証券売却益	151,934
有価証券償還益	1,092
特別勘定資産運用益	115,299
その他運用収益	1,194
積立保険料等運用益振替	△ 43,130
その他経常収益	**18,886**
持分法による投資利益	3,017
その他の経常収益	15,868
経常費用	**5,006,286**
保険引受費用	**4,157,768**
正味支払保険金	1,935,165
損害調査費	171,041
諸手数料及び集金費	689,066
満期返戻金	241,099
契約者配当金	283
生命保険金等	376,130
支払備金繰入額	179,565
責任準備金等繰入額	558,519
その他保険引受費用	6,897
資産運用費用	**163,183**
金銭の信託運用損	13,748
有価証券売却損	8,996
有価証券評価損	1,512
有価証券償還損	584
金融派生商品費用	14,498
その他運用費用	123,843
営業費及び一般管理費	**669,640**
その他経常費用	**15,693**
支払利息	9,057
貸倒損失	215
その他の経常費用	6,420
経常利益	**211,548**

（単位：百万円）

科　目	金　額
特別利益	**51,348**
固定資産処分益	**9,316**
特別法上の準備金戻入額	**42,032**
価格変動準備金	42,032
特別損失	**18,589**
固定資産処分損	**3,853**
減損損失	**14,724**
不動産等圧縮損	**11**
税金等調整前当期純利益	**244,307**
法人税及び住民税等	**118,432**
法人税等調整額	△ **28,008**
法人税等合計	**90,423**
当期純利益	**153,884**
非支配株主に帰属する当期純損失	**173**
親会社株主に帰属する当期純利益	**154,057**

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	669,458	775,877	△ 120,050	1,425,285
当期変動額					
剰余金の配当			△ 79,975		△ 79,975
親会社株主に帰属する当期純利益			154,057		154,057
自己株式の取得				△ 70	△ 70
自己株式の処分		△ 2		65	62
自己株式の消却		△ 117,455		117,455	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 242			△ 242
非支配株主へ付与されたプット・オプション		2,562			2,562
米国税制改正による利益剰余金の調整額			△ 914		△ 914
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△ 115,138	73,167	117,450	75,479
当期末残高	100,000	554,320	849,044	△ 2,599	1,500,765

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,360,859	23,472	△ 91,219	△ 9,420	1,283,692	307	25,147	2,734,432
当期変動額								
剰余金の配当								△ 79,975
親会社株主に帰属する当期純利益								154,057
自己株式の取得								△ 70
自己株式の処分								62
自己株式の消却								—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△ 242
非支配株主へ付与されたプット・オプション								2,562
米国税制改正による利益剰余金の調整額								△ 914
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	126,398	△ 3,429	24,944	8,740	156,654	258	1,561	158,475
当期変動額合計	126,398	△ 3,429	24,944	8,740	156,654	258	1,561	233,955
当期末残高	1,487,258	20,043	△ 66,274	△ 679	1,440,346	566	26,709	2,968,387

2017年度（2018年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流動資産	**55,640**	**流動負債**	**2,724**
現金及び預金	14,539	未払金	1,021
関係会社預け金	12,914	未払費用	626
前払費用	1	未払法人税等	305
未収還付法人税等	28,166	未払消費税等	349
その他	17	預り金	12
固定資産	**1,580,083**	前受収益	15
有形固定資産	**416**	賞与引当金	393
建物	356	**固定負債**	**270,234**
工具、器具及び備品	60	社債	270,000
無形固定資産	**299**	資産除去債務	234
ソフトウェア	187	**負債合計**	272,958
ソフトウェア仮勘定	112	（純　資　産　の　部）	
投資その他の資産	**1,579,366**	**株主資本**	**1,374,663**
投資有価証券	58,642	**資本金**	**100,000**
関係会社株式	1,520,712	**資本剰余金**	**1,079,007**
その他	10	資本準備金	729,255
		その他資本剰余金	349,751
		利益剰余金	**198,256**
		その他利益剰余金	198,256
		繰越利益剰余金	198,256
		自己株式	△ **2,599**
		評価・換算差額等	△ **12,464**
		その他有価証券評価差額金	△ 12,464
		新株予約権	**566**
		純資産合計	**1,362,764**
資産合計	**1,635,723**	**負債純資産合計**	**1,635,723**

2017年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
営業収益		
関係会社受取配当金	140,141	
関係会社受入手数料	145	**140,287**
営業費用		
販売費及び一般管理費	9,903	**9,903**
営業利益		**130,383**
営業外収益		
受取配当金	915	
未払配当金除斥益	33	
その他	23	**972**
営業外費用		
社債利息	2,238	
社債発行費	29	
その他	36	**2,304**
経常利益		**129,051**
税引前当期純利益		**129,051**
法人税、住民税及び事業税	**775**	**775**
当期純利益		**128,276**

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	729,255	467,209	1,196,465	149,955	149,955
当期変動額						
剰余金の配当					△ 79,975	△ 79,975
当期純利益					128,276	128,276
自己株式の取得						
自己株式の処分			△ 2	△ 2		
自己株式の消却			△ 117,455	△ 117,455		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△ 117,458	△ 117,458	48,300	48,300
当期末残高	100,000	729,255	349,751	1,079,007	198,256	198,256

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 120,050	1,326,370	△ 3	△ 3	307	1,326,674
当期変動額						
剰余金の配当		△ 79,975				△ 79,975
当期純利益		128,276				128,276
自己株式の取得	△ 70	△ 70				△ 70
自己株式の処分	65	62				62
自己株式の消却	117,455	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 12,461	△ 12,461	258	△ 12,202
当期変動額合計	117,450	48,292	△ 12,461	△ 12,461	258	36,090
当期末残高	△ 2,599	1,374,663	△ 12,464	△ 12,464	566	1,362,764

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年５月15日

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　橋　　勉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平　栗　郁　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣　瀬　文　人　㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年５月15日

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　橋　　勉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平　栗　郁　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣　瀬　文　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告書

当監査役会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月17日

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 三浦 浩 ㊞

常勤監査役 近藤智子 ㊞

監査役（社外監査役） 千代田邦夫 ㊞

監査役（社外監査役） 植村京子 ㊞

以 上

中期経営計画「Vision 2021」について

2014年度からスタートいたしました中期経営計画「Next Challenge 2017」においては、「成長の持続と収益性の向上、健全性の確保と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値を拡大させる」とのグループ基本戦略のもと、以下のような取組みを進めてまいりました。

・グループ全体の成長と効率化を実現させる「機能別再編」を完遂
・ＥＲＭ（Enterprise Risk Management：統合的リスク管理）サイクルを構築し、リスクの分散や、収益源の多角化等により、収益性の向上及び健全性の確保
・新しいリスクやマーケットに対する取組みを進め、英国アムリン社買収をはじめとした事業投資も積極的に行い、グループの事業構造を変革

新しい中期経営計画「Vision 2021」においても、引き続き、リスク・リターン・資本のバランスを取った経営資源配分と、ＥＲＭサイクルをベースとする経営により、健全性確保を前提に、収益力向上と資本効率向上を実現していきます。

グループ経営の枠組

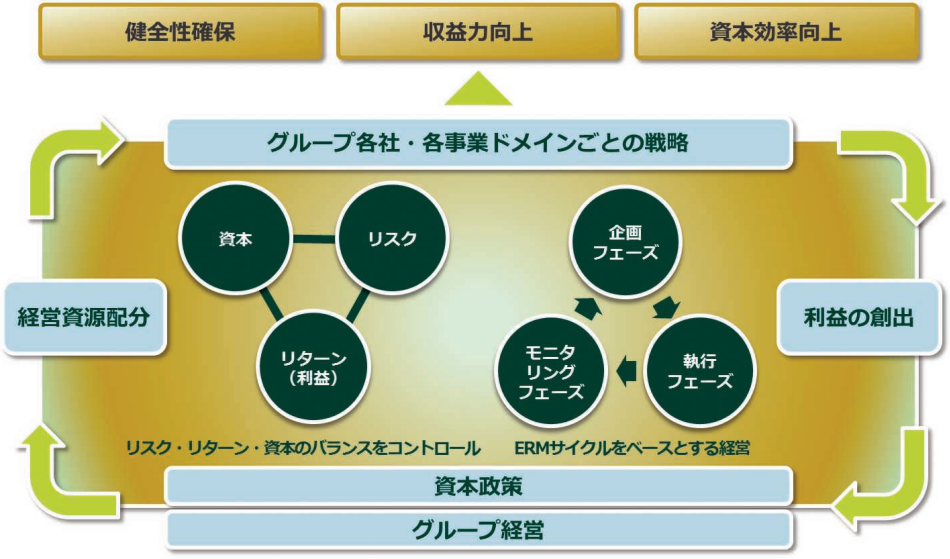

また、当社グループがビジネスモデルとして掲げてきた価値創造ストーリーを紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し（CSV：Creating Shared Value※）、当社グループの強みである多様性を活かした企業活動により、安心と安全を提供し、安定した人々の生活と活発な事業活動を支え、レジリエント※でサステナブル※な社会（resilient and sustainable society）を実現していきます。

（※　65ページをご参照ください。）

価値創造ストーリー

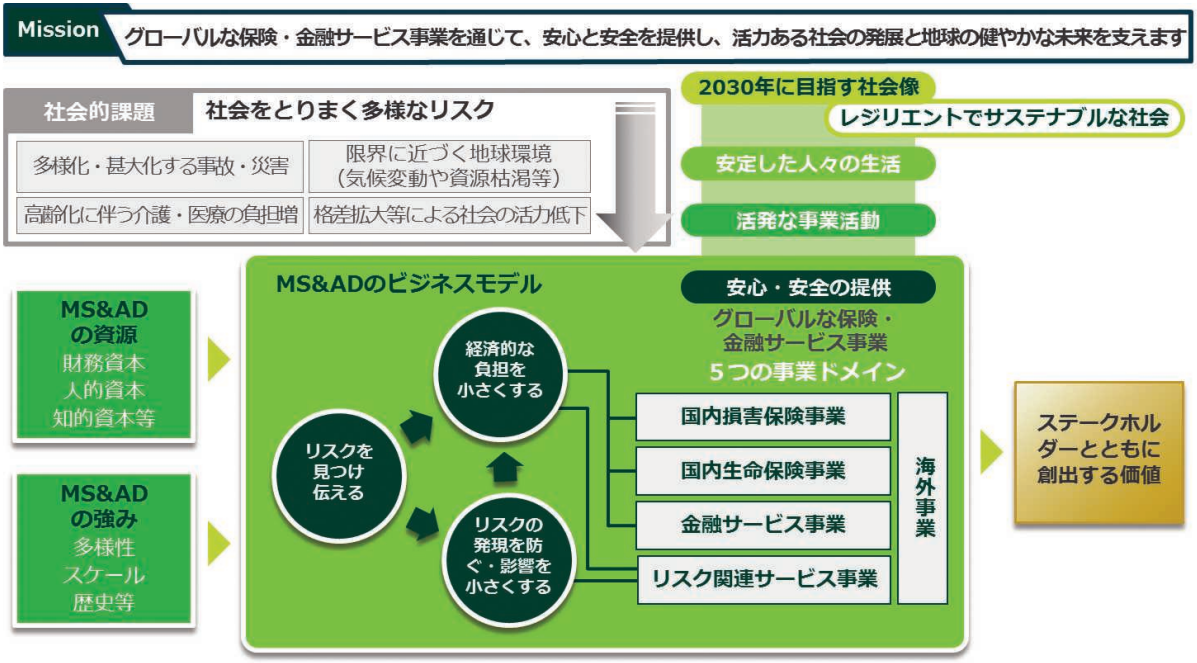

新しい中期経営計画「Vision 2021」では、先進国・途上国の政府、民間企業などが実現に向けた取組みを開始しているＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を、社会との共通価値創造のあり方を示す道標（みちしるべ）としました。これを成長機会の発見やイノベーション創出のきっかけとして、社会とともに持続的な成長を実現していきます。

この「Vision 2021」で目指す姿及び主な経営数値目標は以下の通りです。

1 「Vision 2021」の計画期間中に目指す姿

(1) 世界トップ水準の保険・金融グループ（＝グループの中期的に目指す姿）の実現

(2) 環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢を構築

2 グループの主要経営数値目標

（単位：億円）

	2019年度目標	2021年度目標
グループ修正利益	2,730	3,500
国内損害保険事業	1,740	1,820
国内生命保険事業	280	450
海外事業	660	1,170
金融サービス事業・リスク関連サービス事業	50	60
グループ修正ＲＯＥ	8.3%	10.0%

正味収入保険料	35,300	37,100
生命保険料（グロス収入保険料）	15,400	16,000
三井住友海上あいおい生命 ＥＥＶ*1	9,700	10,500

ＥＳＲ（Economic Solvency Ratio）*2	180%～220%

＊1　現在の純資産価値に、保有契約が将来生み出す利益を加えた、生命保険会社の企業価値を表す指標の一つです。

＊2　リスク量に対する資本の充実度を示す指標です。

株主還元方針について

「Next Challenge 2017」における株主還元方針に則り、当社はグループコア利益の50%を目処に株主還元を行ってまいりました。

「Vision 2021」では、グループ修正利益（下記をご参照ください）の40%～60%を目処に株主還元を行ってまいります。引き続き、安定的に配当を行っていくことを基本とし、自己株式の取得は、市場環境・資本の状況も勘案して機動的・弾力的に実施します。

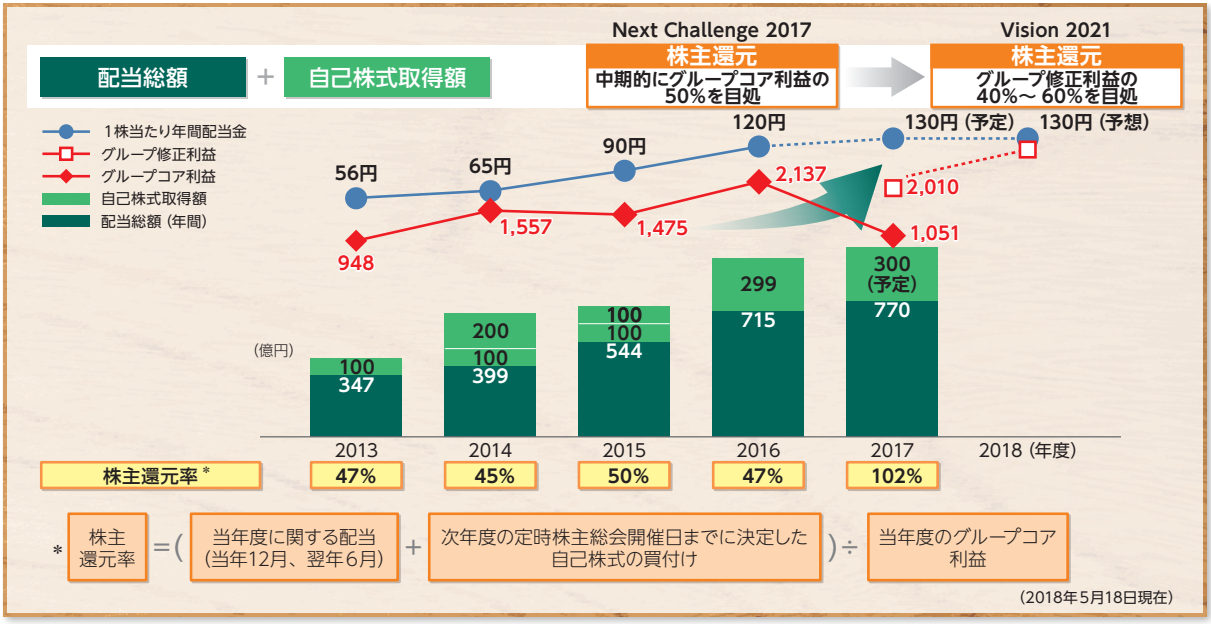

グループ修正利益・グループ修正ROEへの変更（水色部が変更点）

現行

グループROE ＝ グループコア利益※1 ／ 連結純資産※2

＝ 連結当期利益 － 株式キャピタル損益（売却損益等） － クレジットデリバティブ評価損益 － その他特殊要因※5 ＋ 非連結グループ会社持分利益

改定後

グループ修正ROE ＝ グループ修正利益※1 ／ 修正純資産※1

＝ 連結当期利益 ＋ 異常危険準備金等※3繰入※4 額 － その他特殊要因（のれん・その他無形固定資産償却額等） ＋ 非連結グループ会社持分利益

＝ 連結純資産※2 ＋ 異常危険準備金等※3 － のれんその他無形固定資産

※1 各調整額は税引後　※2 除く非支配株主持分・新株予約権　※3 国内損害保険事業およびMSA生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金　※4 戻入の場合は減算
※5 のれん・その他無形固定資産償却額を含む（⇒改定後はその旨を明記する）

取締役会の実効性に関する分析・評価について

当社は、2015年６月から適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、「ＭＳ＆ＡＤインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。

分析・評価のプロセス

①各取締役に対する自己評価アンケートの実施と集計
取締役会事務局によるインタビュー形式で実施。ＰＤＣＡサイクルを回していく観点から、2016年度の評価における改善策（機能向上策）が実施されているかを中心に回答

②社外取締役会議における意見交換
社外取締役全員で構成する社外取締役会議において、アンケート結果に基づき、分析・評価のための意見交換を実施

③ガバナンス委員会におけるとりまとめ
ガバナンス委員会（社外取締役全員、取締役会長、取締役社長で構成）としての分析・評価を行い、2018年度においてさらに強化すべき課題を機能向上策としてとりまとめ

④結果を踏まえ、改善策（機能向上策）を実施

分析・評価結果の概要

取締役会における論議内容と機能発揮について	
向上した点	・新中期経営計画「Vision 2021」策定に向け、環境認識・リスク要因等についての認識を深めた上で、著しい技術革新等を踏まえた論議を実施 ・中期経営計画の実現に向け、将来の環境変化を見据え、積極的な新規事業投資を推進 ・議案数は毎年減少し、戦略決定に向けた重要議案に充てる時間が増加 ・海外投資案件等新たなリスクテイク案件について、早期の情報提供を行う運営が定着 ・社員の日常の活動が経営理念（ミッション）の実現につながることを示す「価値創造ストーリー」の社内外への浸透が進んだ。 ・社外のＥＳＧ評価機関からの評価等、サステナビリティ（ＣＳＲ）取組みが進展
今後強化していくべき点	・技術革新等環境変化が非常に速いことから、「Vision 2021」の実現に向け、事業環境の変化に応じた丁寧な論議をさらに深める。 ・「Vision 2021」のグループ全社員への説明、理解を通じ、ＳＤＧｓへの貢献と経営理念（ミッション）と価値創造ストーリーやサステナビリティの取組みの意義についても全社員の理解を深める。 ・内部通報制度等社内外の声を聴く仕組みについて、周知・浸透にはさらなる工夫が必要。社員が疑問に感じること、困っていること等をフランクかつ前向きに声を出すことができる環境整備（スピークアップ）に取り組む。

取締役会の運営について	
向上した点	・定例取締役会における１件あたりの平均審議時間が毎年増加 ・議案にグラフを使用するなどのビジュアル化や、ページ数削減の取組みも進展
今後強化していくべき点	・特に新任の社外役員に対して、取締役会議案について、過去の経緯等丁寧な説明を行う。 ・取締役会議場での議案説明はポイントを絞り簡潔にするよう徹底する。

その他（社外役員に対する研修・情報提供等）	
向上した点	研修・情報提供の機会が充実 ・主に社外役員から要望のあったテーマについて、勉強会を実施（2017年度は４回） ・事業会社の職場（営業部門、事故受付コールセンター等）の見学会を実施

MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すことを目的として、「MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めます。

第1章 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1．当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念（ミッション）」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めます。

2．そのため、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき「MS&ADインシュアランス グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）」を策定し、当社及びグループ会社の全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、グループ中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組みます。

第2章 ステークホルダーとの関係

1．当社は、経営理念（ミッション）を実現させるため、「MS&ADインシュアランス グループのサステナビリティの考え方」に基づき、7つのステークホルダー（お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境）への責任を果たし、社会のサステナビリティと持続的な企業価値の向上を目指します。

2．MS&ADインシュアランス グループのサステナビリティの考え方

MS&ADインシュアランス グループは、経営理念の実現に向け、「価値創造ストーリー」を紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し、レジリエントでサステナブルな社会を目指します。

信頼と期待に応える最高の品質を追求し、ステークホルダーとともに、地球環境と社会の持続可能性を守りながら、誰もが安定した生活と活発な事業活動にチャレンジできる社会に貢献し続けます。

3．各々のステークホルダーに対する取組内容

以下の取組みにより、ステークホルダーへの責任を果たし、協働を通じて社会との共通価値を創造していきます。

ステークホルダー	取組内容
お客さま	信頼と期待に応える品質の商品・サービスを提供する。
株主	適切な情報開示、適正な利益還元を行う。企業価値を向上させる（第５章「株主の皆さまとの関係」参照）。
代理店	パートナーとして、ともに成長する。
取引先	健全な関係を保ち、協力して社会的責任を果たす。
社員	働きやすい環境、働きがいを実感し成長していく機会を提供する。
地域社会・国際社会	社会の一員として、レジリエントでサステナブルな社会づくりに取り組む。
環境	地球のサステナビリティを守る。

4．お客さまの声を聴く仕組み

MS&ADインシュアランス グループは「グループお客さまの声対応基本方針」を策定し、お客さまから寄せられたすべての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）を広く受け止め、品質向上に活かします。

5．スピークアップ

MS&ADインシュアランス グループは、当社及び子会社の全ての社員が違法または不適切な行為について直接通報できるグループ内部通報制度をはじめ、疑問を感じること、困っていることをフランクかつ前向きに声を出す（スピークアップ）ことができる環境を整備して社員の声を広く受け止め、問題の早期発見・解決を目指します。

6．ダイバーシティ＆インクルージョンの推進

MS&ADインシュアランス グループは、グローバルな環境変化を意識したグループ経営を進めるため、性別、国籍、障がいの有無等を問わず、社員が活躍できる職場環境を整備し、多様性と多様な価値観を尊重する企業風土の定着を目指します。

第3章 当社のコーポレートガバナンス態勢

1．当社の機関構成

・当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組みます。

・取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」（委員会の過半数及び委員長は社外取締役）並びに「ガバナンス委員会」（社外取締役全員と取締役会長・取締役社長で構成）を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。
・執行役員制度を採用し、執行役員への業務執行権限の委譲を進め、迅速な業務執行を行います。

2．取締役会の役割

（1）取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、グループの経営方針、経営戦略、資本政策等、グループ経営戦略上重要な事項及び会社経営上の重要な事項の論議・決定を行うとともに、取締役、執行役員の職務の執行を監督します。

（2）取締役会は、リスク・リターン・資本をバランスよくコントロールしたリスク選好に基づいて経営資源の配分を行い、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、中長期的な企業価値の拡大を目指します。

（3）取締役会は、執行役員を選任するとともに、その遂行すべき職務権限を明確にすることにより、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離を図ります。

（4）執行役員は、取締役会より委ねられた業務領域の責任者として業務執行を行い、その業務執行状況について取締役会に報告します。

3．取締役会の構成と社外取締役の役割

（1）取締役会は、多様な知見と専門性を備えたバランスの取れた構成とし、人数は、定款で定める15名以内とします。取締役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準」に基づき、取締役会が選任します（下記10．指名決定のプロセス参照）。

また、取締役のうち３分の１以上を独立した社外取締役として選任するものとし、経営から独立した視点を取り入れ、監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行います。

（2）社外取締役に期待する役割は次のとおりです。

・経営の方針や経営改善について、自らの職歴や経歴、知識等に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との大局的な観点から意見を述べること。
・取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
・会社と経営陣（注）・主要株主等の関連当事者との間の利益相反を監督すること。
・経営から独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任が果たせるか、という観点等からの監督機能を果たすこと。

（注）当社及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役・執行役員の総称（以下同じ）

4．取締役会の運営

（1）取締役会の決議

・取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

（2）取締役会の運営

・取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定します。
・取締役会において意義のある意見、指摘及び質問が行われるよう、出席者の事前準備に要する期間に配慮して、取締役会の議案の送付又は説明に努めます。
・取締役会の年間スケジュールや予想される議題について予め決定します。

5．取締役会の評価

取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を定期的に実施し、その結果の概要を公表するものとします。

6．監査役・監査役会

（1）監査役の責務

監査役は、株主の負託を受けた独任制の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス態勢を確立する責務を負っています。

（2）監査役の権限と役割

各監査役は、業務及び財産の調査権限等法令に基づく権限を適切に行使し、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の調査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行を監査します。

（3）監査役会の構成と役割

・監査役の人数は、定款で定める６名以内とし、このうち半数以上を、法令に従い社外監査役とします。監査役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準」に基づき、監査役会が同意の上、取締役会が選任します（下記10．指名決定のプロセス参照）。

・監査役会は、監査役からの職務の遂行状況の報告や役職員からの監査に関する重要な事項についての報告を受けるとともに、監査の方針及び監査計画等を決定します。
・監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。また、会計監査人の報酬等の決定について、同意権を有します。

7．会計監査人

取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、適切な対応に努めます。

8．取締役及び監査役のサポート体制・研修（トレーニング）方針

取締役及び監査役がその役割や責務を実効的に果たすために、当社は以下のとおり必要な社内体制を整備します。

(1) 社外取締役・社外監査役（以下「社外役員」といいます。）に対し、取締役会の事務局に各社外役員の担当者を配置し、事前説明を行うなどのサポート体制を整備します。
(2) 取締役及び監査役に対し、就任時及び任期中継続的に情報提供・研修を行うための体制を整備します。
(3) 社外役員と経営陣・幹部社員との情報共有・意見交換の機会の設定等の環境整備を行います。
(4) 当社は、社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担します。

9．グループ経営会議

経営方針、経営戦略、会社及びグループの経営に関する重要な事項について協議するとともに、執行役員による決裁事項について、報告を受けることにより、具体的な業務執行のモニタリングを行います。

10．指名決定のプロセス

・取締役会は人事委員会の助言を受けて取締役候補・監査役候補・執行役員等を選任します。監査役候補については監査役会の同意を得るものとします。
・人事委員会は、当社の取締役候補・監査役候補・執行役員及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役の選任等重要な人事事項について審議し、取締役会に助言します。
・人事委員会は３名以上の委員により構成します。
・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

11．報酬決定のプロセス

(1) 取締役の報酬
・各取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、報酬委員会における審議を経た上で取締役会の決議により決定します。
・報酬委員会は、当社の取締役・執行役員の業績評価、報酬等について取締役会に助言します。
・報酬委員会は３名以上の委員により構成します。
・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

(2) 監査役の報酬
・各監査役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

12．ガバナンス委員会

委員長を社外取締役の互選により選任し、社外取締役全員と取締役会長・取締役社長がコーポレートガバナンスの状況や方針・態勢に関する事項について協議を行うことを目的として「ガバナンス委員会」を設置します。

13．課題別委員会

業務執行にかかる会社経営上の重要事項に関する協議及び関連部門の意見の相互調整を図ることを目的に、「サステナビリティ委員会」「品質向上・コンプライアンス委員会」「グループ経営モニタリング委員会」「デジタライゼーション委員会」「グループシステム委員会」「グループ海外事業委員会」「リスク管理委員会」を設置します。

第4章　グループ経営管理体制

1．当社（持株会社）の役割

・当社は、経営戦略の実現やグループの経営効率の向上と、グループ内の財務の健全性・業務の適切性の確保等のため、直接出資する事業会社（以下「直接出資会社」といいます。）とグループ経営管理契約を締結し、グループ各社の経営管理を行います。
・当社は、「グループ内部統制システムに関する基本方針」「グループリスク管理基本方針」「グループコンプライアンス基本方針」「グループ内部監査基本方針」「グループリスク選好方針」「グループITガバナンス基本方針」等のグループ基本方針を定め、グループ各社に遵守を求めるとともに、直接出資会社の重要事項について、グループ経営管理契約に基づき当社の承認又は当社への報告を求めます。

・当社は、グループ中期経営計画等のグループ経営戦略を定めます。
・当社は、グループ各社が策定した経営計画の進捗状況や業務執行状況のモニタリング等を通じて指導・監督し、グループとしての目指す姿の実現を図ります。

2．直接出資会社の役割
・直接出資会社は、グループ基本方針に基づき各社方針を策定し内部管理態勢を適切に整備するとともに、グループ中期経営計画に基づき各社の経営計画を策定し、個社としての経営管理を行います。
・直接出資会社の子会社については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行います。

第5章　株主の皆さまとの関係

1．株主との建設的な対話

当社は、株主との建設的な対話に関する方針について開示し、中長期的な視点から対話を深め、企業価値を高める観点から、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために必要な体制を整備します。

2．株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、次のとおり株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。
・株主が株主総会において有効に議決権を行使するため、適切な対応を行います。
・株主の議決権行使における適切な判断に資するよう、適確な情報提供を行います。
・当社は、株主の利益に重大な影響を与える資本政策等について十分な説明を行います。
・株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行います。

3．株主の利益に反する取引の防止

当社が取締役及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当社及び当社の株主共同の利益を害することのないよう、重要な取引又は定型的でない取引については、予め取締役会による承認を要するものとします。

4．政策株式の保有

当社及び株式保有先企業の中長期的な企業価値の向上に資する観点から、グループとしての政策株式の保有に関する方針及び政策株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について開示します。

第6章　適切な情報開示

・当社及びグループ国内保険会社各社は、「グループディスクロージャー基本方針」に基づき、法令及び金融商品取引所の定める開示ルールの徹底を図るとともに、それぞれのステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要情報を認識できるよう、情報開示を行います。
・当社は、株主の皆さまをはじめステークホルダーとの建設的な対話に供すべく、法令に基づく開示以外にも、ＥＳＧ（地球環境・社会・ガバナンス）などのステークホルダーにとって関心の高い非財務情報を財務情報と併せ「統合報告書」として一覧性のある形で開示します。
・また、これら開示情報は当社ホームページにアクセスしやすい形で一元的に掲載するとともに、ホームページではステークホルダーの皆さまがより理解していただけるよう、動画の活用等の工夫を行います。

附則
本方針の改廃は取締役会の決議によります。

以　上
2015年６月22日制定
2017年６月26日改定
2018年４月１日最終改定

FAQ　よくいただくご質問にお答えします。

Q/A 新しい中期経営計画のポイントを教えてください。

これからの事業環境は、不確実性が増し、予測困難になっていくと考えられています。

新しい中期経営計画「Vision 2021」では、これからの4年間で、「グループの中期的に目指す姿を達成」し、「環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢を構築する」としました。

当社グループは、「持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループ」を中期的に目指す姿としていますが、株主の皆さまや、お客さまに代表されるステークホルダーから、世界トップ水準の保険・金融グループと認められる、存在感のあるスケールとクオリティを実現していきます。

また社会のデジタル化の進展、自動運転車など次世代モビリティ社会の到来、サイバーリスクなど新しいリスクの発現等、社会構造の変化に対し、迅速に対応できる態勢を構築し、これからの環境変化に備えます。

Q/A 新しい中期経営計画で示す株主還元方針では、これまでに比べてどう変わりますか。

当社はこれまで、グループの経常的な収支を示す指標として、会計上の当期利益から政策株式の売却損益など一時的な損益を控除するなどの調整を行った「グループコア利益」を経営数値目標とし、株主還元の基礎指標（還元性向の指標）にしてまいりました。

新しい中期経営計画「Vision 2021」では、経営数値目標を「グループ修正利益」とし、株主還元の基礎指標とすることにいたしました。

【グループコア利益からグループ修正利益への主な変更点】
- 当期利益から調整していた政策株式の売却損益の控除を廃止
- 当期利益に含まれている異常危険準備金等の繰入・戻入について、これを算入する前の利益に変更

詳しくは56ページの「株主還元方針について」をご参照ください。

株主配当につきましては、これまで具体的な指標を取り入れていませんでしたが、安定的な配当を行う目安として、ＤＯＥ（自己資本配当率）を導入いたしました。

当社は引き続き、継続的・安定的に株主還元を実施し、株主価値向上を実現していきます。

Q/A 2017年度は日本の台風や米国のハリケーンの影響で減益となったとのことですが、影響を小さくするような対策を行っていますか。

2017年度の当期純利益は、国内外で発生した巨大自然災害により多額の保険金をお支払いし、2016年度より563億円の減益となりました。

保険事業の特性上、巨大な自然災害の発生による当年度収益の下押しはある程度避けられないものと考えられますが、当社グループでは、再保険による自然災害リスクのコントロールや、多額の保険金支払に備え毎期の保険料収入に対して一定割合を準備金として積み立てているほか、グループベースでＥＲＭ（統合的リスク管理）を行っており、収益源の多角化やリスクの地理的分散等により、収支の安定化に努めております。

なお、2017年度に発生した巨大自然災害による財務の健全性への影響は軽微であり、引き続きリスク・リターン・資本のバランスを取りながら、健全性の確保と資本効率の向上を目指してまいります。

Q/A デジタライゼーションの推進として、ＡＩやロボティクス活用で「顧客体験価値の向上」と「業務生産性の向上」をはかるとのことですが、具体的な事例を教えてください。

ＡＩの活用事例として、当社グループでは、カスタマーセンターにてＩＢＭ社の「ワトソン」を活用し、お客さまの照会に応じた回答を自動表示させる仕組みを構築することで、照会業務の効率化と対応品質の向上につなげています。

また、ＡＩを活用した保険金支払に関する有無責判断支援システム等により、保険金支払手続を迅速化し、お客さま満足度の向上に取り組んでいます。

ロボティクス・プロセス・オートメーション（ロボットによる業務自動化）の事例としては、社員がパソコンで行っていた作業を自動化することで、時間を問わずに迅速に処理することができるようになり、業務の効率化と生産性の向上を実現しています。

テレマティクス技術を活用した商品として、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は「高齢者の安全運転をサポートし運転状況を見守る」をコンセプトとした「見守るクルマの保険」を2018年１月より発売しました。また、あいおいニッセイ同和損保では、運転挙動を保険料に反映するテレマティクス自動車保険である「タフ・つながるクルマの保険」を開発し、2018年４月より発売しました。保険料への反映だけでなく、安全運転診断サービスを通じて、事故のない「安全・安心なクルマ社会の実現」に貢献していきます。

今後も当社グループは「顧客体験価値の向上」と「業務生産性の向上」を目的に、先進デジタル技術の利活用を推進してまいります。

Q/A 自動運転車の普及が、自動車保険へ与える影響とその対応について教えてください。

自動運転技術は、事故の減少だけでなく、交通渋滞の緩和とそれに伴う環境負荷の軽減や高齢者の移動支援への活用なども見込まれており、安心・安全な社会の実現に寄与するものとして期待されています。当社グループはその技術の普及を保険会社の立場から支援していきたいと考えています。

今後、自動運転車の普及によって事故件数が減少すれば、支払保険金が減少して保険料の引下げ要因になることは考えられますが、普及には一定の期間を要することから、自動車保険マーケット及び保険料率について急激な変化は生じないものと考えられます。

なお、三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保では、自動運転車実証実験を取り巻くリスクを包括的に補償する商品として「自動走行実証実験総合補償プラン」の販売を行っています。加えて、2018年１月から自動運転車の事故を見据えた特約として「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」を提供しています。引き続き自動運転車に関する商品・サービスの提供について検討を進めてまいります。

中期経営計画「Vision 2021」のキーワード解説

中期経営計画「Vision 2021」で使用しているキーワードについて解説します。

キーワード	解説
CSV (Creating Shared Value)	新しいリスクへの対処など、企業活動を通じて、社会のニーズに適った、共通の価値を創造し、売上等の経済的価値を創造すること。 例：グループ傘下の三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保では、専用の車載器により安全運転をサポートし、見守るご家族にも安心を提供する「ＧＫ／タフ　見守る保険」を販売しております。販売増により、モビリティ社会における高齢化問題等解決への新しいアプローチを提供していき、売上や収益につなげてまいります。
レジリエント	変化する状況や予期しない出来事に対して、柔軟かつ上手に適応し、影響を低減し迅速に回復する力があること。
サステナブル	持続して安定的に以下のような好ましい状態を保つこと。 サステナブルな社会： 地球環境、社会や人間に関わる課題を解決しながら、複数の世代にわたって、誰もが、安心、安全に過ごせる活力ある社会 サステナブルな企業： 当社がビジネスモデルとして掲げている「価値創造ストーリー」に基づく企業活動により、社会の期待に応え、社会からその存在を認められ、長期的に繁栄し続けている企業

トピックス

ダイバーシティ＆インクルージョン「ＭＳ＆ＡＤアビリティワークス株式会社」設立

ダイバーシティ＆インクルージョンを推進し、多様性を強みとするグループ総合力を発揮するために、障がい者の雇用と活躍を促進するための新会社「ＭＳ＆ＡＤアビリティワークス株式会社」を本年６月に設立しました。

新会社では、障がい者がその能力・適性を最大限発揮できる環境を整備し、障がい者が当社グループの一員として活き活きと働く場を創出していきます。また、グループにおける障がい者雇用の専門機関として、グループ各社と連携し、グループ全体の障がい者の雇用促進に取り組みます。

＜執務室の風景＞

＜新会社概要＞

本店所在地	東京都中央区新川一丁目26番９号
資本金	５千万円
出資比率	当社100％
企業理念	・私たちは、心身の機能に障がいがある人（以下「障がい者」という）の意欲・能力・適性を尊重し、それを仕事を通じてより一層高めることに努めます。 ・障がい者に適した職務や業務プロセスを開発し、ＭＳ＆ＡＤグループの事業展開に活かします。 ・障がいの有無にかかわらず、全ての人が仕事でその能力を発揮し、活き活きと誇りをもって働き、お互いを尊重する社会の実現を目指します。
会社名の説明	障がい者が持つ能力（アビリティ）を、仕事で発揮する（ワークス）という企業理念を表しています。
主な事業内容	当社グループ各社と連携し、各社の次のような業務を中心に事業を展開します。 （例）保険募集ツール点検、データ加工・分析、ホームページやマニュアル等の作成など

持続可能な社会への取組み

MS&ADラムサールサポーターズ

当社グループでは、水辺の生物多様性保全活動として、2010年のグループ誕生時より「MS&ADラムサールサポーターズ」を推進しています。世界の貴重な水辺、いわゆる湿地を守るために1971年イランのラムサールで開かれた国際会議で締結された「ラムサール条約」にちなんで名付けました。

日本にはラムサール条約に登録された貴重な湿地が50ヵ所もあり、さらに環境省が重要湿地を指定して、その保全に努めています。2017年度はグループCEOをはじめ、約370名の役職員と家族が保全活動に参加し、2010年の開始以来、のべ9,000人が参加しています。

このほかにも、当社グループでは、子どもたちが水辺の生物多様性を学ぶ出張教育を実施する環境教育も推進しています。2017年度は初めて中学3年生への出張授業を行いました。小学生向けのプログラムを、自然が私たちの暮らしにもたらす恵み、いわゆる〝生態系サービス〟等、高度な内容に修正して実施したところ、「二度とその生きものと会えなくなることは、今後の生態系や暮らしに大変な被害があることを学んだ。生きものたちを守る仕事に就きたいと感じた。」「生きものの『食べる・食べられる』などの循環があるからこそ今の自分たちがあることを忘れてはいけない。そして、生物や環境について興味を持った。自分でもこういった研究をしてみたい。」といった感想が寄せられ、生物多様性の大切さを伝える意義を改めて感じました。

水辺の生物多様性に関わる多様な取組みが評価され、環境省が主催する「グッドライフアワード」において、環境大臣賞（企業部門）を受賞しました。

今後も全国各地で水辺の生物多様性保全活動を推進していきます。

＜中学３年生への出張授業＞

＜東京港野鳥公園での活動＞

インドネシア熱帯林再生プロジェクト

～持続可能な地域社会の形成を目指した取組み～

当社グループの生物多様性保全取組みの1つとして、「インドネシア熱帯林再生活動」があります。本取組みはインドネシア政府と協働で2005年より開始しました。破壊しつくされた350haにわたる地域は、この10年超におけるのべ40万本の植樹で、緑あふれる森林に生まれ変わり、多くの生態系が復活しました。この活動は単に植林をするだけでなく、「森林の再生保護と持続可能な地域社会の形成」に重点を置いています。

過去の不法伐採の背景には周辺住民の所得水準の低さや自然資本への理解の不足があったと考え、地域住民への農業技術指導を通じた収入向上・自立支援、周辺の地域住民への植林・育林指導による地域経済の活性化、さらには地域の子どもたちや学校の教師を対象にした環境教育等を行ってきました。現在は新たなフェーズに入り、特に住民協働型植林による地域経済の活性化に取り組んでいます。また国内においても、地域のNPO団体を通じ環境保護活動への支援を行うなど、引き続き当社グループはレジリエントな社会づくりに貢献していきます。

＜現地小学校での環境教育＞

株主総会会場ご案内図

ホテルニューオータニ　ザ・メイン宴会場階　芙蓉の間

東京都千代田区紀尾井町４番１号　電話（03）3265-1111

本年は開催場所が変更となっておりますので、お間違えないようお願い申し上げます。

▌交通機関のご案内

ＪＲ	中央線・総武線	「四ツ谷駅」	麹町口	徒歩 9 分
東京メトロ	○ 有楽町線	「麹町駅」	2番口	徒歩 9 分
	○ 丸ノ内線　○ 南北線	「四ツ谷駅」	1番口	徒歩 9 分
	○ 銀座線　○ 丸ノ内線	「赤坂見附駅」	D紀尾井町口	徒歩10分
	○ 半蔵門線　○ 南北線　○ 有楽町線	「永田町駅」	7番口	徒歩10分

館内のご案内

四ツ谷駅、麹町駅方面よりお越しの方はザ・メイン宴会場階玄関よりお入りいただき「芙蓉の間」へお進みください。

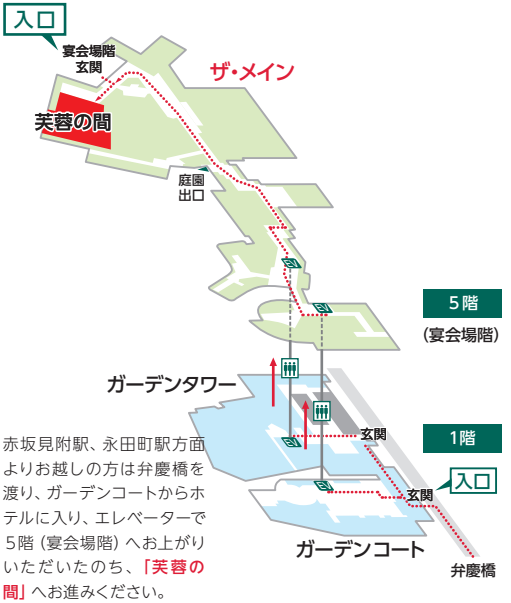

赤坂見附駅、永田町駅方面よりお越しの方は弁慶橋を渡り、ガーデンコートからホテルに入り、エレベーターで5階（宴会場階）へお上がりいただいたのち、「芙蓉の間」へお進みください。

※ お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社

VEGETABLE OIL INK
UD FONT
FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915